

報告第 9 号

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

1 健全化判断比率

(単位：％)

	令和5年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	—	12.98	20.00	
②連結実質赤字比率	—	17.98	30.00	
③実質公債費比率	6.6	25.0	35.0	
④将来負担比率	—	350.0		

①②については実質赤字及び連結実質赤字となっていないため、④については将来負担額より充当可能財源等が多いことから算定されないため、比率を「—」と表記しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	令和5年度 決 算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	—	20.0	

各会計について、資金不足が生じていないため、比率を「—」と表記しています。

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）の規定に基づき、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられています。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の 3 つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

1 健全化判断比率

令和 5 年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、「1 健全化判断比率」のとおり、いずれの指標についても引き続き早期健全化基準を下回りました。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、赤字の場合は早期解消を図る必要があります。

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、赤字会計が存在する場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%以上となると起債の許可が必要となります。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じます。

・早期健全化基準の判定

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣及び

県知事へ報告することになります。

・財政再生基準の判定

健全化判断比率（将来負担比率を除く。）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

※早期健全化基準・財政再生基準（市町村）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	標準財政規模に 応じて11.2 5%～15.0 0%（加東市 12.98%）	標準財政規模に 応じて16.2 5%～20.0 0%（加東市 17.98%）	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

2 公営企業の資金不足比率

各公営企業における資金不足比率については、令和5年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、「2 資金不足比率」のとおり該当ありません。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。